

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

電信写

08-026

大 政事外外儀官  
大 参務 典房  
次次  
巨 秘官官審審長長

印 経 査 総 外  
大 大 察 活 研  
使 使 大 審 審 長

総口対文会厚情研

察人属在儀警史オ

内 報 官  
参 報 際 内 外

文 長  
審 一 二

参 長  
参 政 保 対 旅 外

一 長  
雷 地 中 東  
雷 東 西

北 米 長  
審 一 二 保 地

中 南 長  
参 一 二

欧 長  
審 西 口 洋  
西 東  
二

参 了 長  
参 一 二 ア ア  
一 二

經 長  
次 總 終 途  
参 經 漁 国  
經 工 国  
安 本 二

参 海 密 準

經 協 長  
審 國 開 無  
審 調 有 理

參 長  
審 条 協 規

國 長  
審 政 經 人  
審 軍 社

科 審  
科 原

調 長  
参 審 調  
企 安

総 番 号 R035837

主 管

月 21日

韓 国 発

亜 北

平成 4年 2月 21日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓ひ爆者支援

秘密指定解除  
公文書監理室

第810号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO0243-03）

## 秘密指定解除

公文書監理室

秘

貴電ア北第273号及び往電第590号に関し、

18日、小野は、新任の李柄雄(이·보영)大韓赤十字社事務総長(11日発令により着任。前職は同社企画管理部長)を表敬訪問した際、標記の件につき意見交換を行ったところ、右要旨次の通り(先方：姜尚玄(강·상현)保健部長、当方：相馬(通訳)同席)(尚、先方より、現在までの在韓被爆者支援拠出金の平成3年度分17億円の使用状況に関する資料を手交越したところ、仮訳を添付した右資料のコピーを別FAX信にて送付し、原本を追って空送する)。

1. (李事務総長の挨拶に続き、姜保健部長より)昨年11月1日に送金頂いた在韓被爆者支援拠出金の平成3年度分17億円は銀行口座に預金してあるところ、現在まで右金額のうち、10月から12月までの3か月間に診療費及び健康診断費として約1億ウォン程度使用した(11月送金にもかかわらず10月分の費用にも充当となっているのは、診療費・健康診断費の支払が後払い形式になっているためとの由)のみで、被爆者健康福祉センター建設支援の部分については、右センターを適当地域に建設するべく内部で関連業務を進めているところである。

韓国側は、日本大使館と大韓赤十字社との間で交換された書簡に付属しているガイドラインに従い右17億円を効果的に使用すべく、政府・赤十字社・韓国原爆被害者協会(以下「協会」)から人を出して15名で構成される対策委員会を作り、先般その第1回会議を行った(次回会議は協会の内部事情により3月初旬の予定)(当館注：冒頭往電1.にある外務部側の回答振りににもかかわらず、17億円の使用状況につき赤十字社側に直接照会することについては、外務部、保健社会部にも連絡済)。

2. (1) (当方より、冒頭貴電にある協会の動きを紹介しつつ、17億円使用に関わる問題点につき質したところ、李事務総長より)協会は、老齢の被

## 秘密指定解除

公文書監理室

秘

SO 0243

2

爆者（約2500名との由）が自らの寿命が余り残っておらず、かつ生活に不安があることから、むしろ生活補償として現金を受け取りたいとの意向を有していることに鑑み、両国政府間で合意された治療・健康診断・福祉センター建設支援といった使途もさることながら、17億円のうちの一部を右現金支給にまわし、残りの部分を右使途に用いるのが相当であるとしている。それ故、日本政府による17億円拠出後現在まで、外務部、保健社会部、大韓赤十字社などに要望書を提出したり、御指摘の通り、外務省にも接触しているようである。

（再び養保健部長より）協会がかかる動きを見せているのは、在韓被爆者が日本人被爆者に比べて十分な待遇を受けていない（又は、韓国に戻ってきたがために損をした）、ひいては協会の意向が17億円の使用に反映されていないというような不満をもっていることが背景にあると思う。

（更に李事務総長より）外務部は国家間の合意事項を後になって変更するなど到底出来ないとして難色を示しているので、かかる事情は大使館としては初めて耳にするものと考えるが、実際に右17億円を使用して被爆者に対する福祉事業を推進する赤十字社の立場からすれば、仕事をやりやすくするという観点から、協会の言う現金支給を可能とするために両国間の合意事項を若干修正することが望ましいのではないかと考えている。

（2）（これに対し、当方より、個人的意見であると前置きの上、以下の通り述べた。）在韓被爆者支援拠出金につき日韓間で協議した際に、韓国側としては、外務部が中心に、協会の意向をも視野に入れて日本側と協議したわけであり、その結果として盧泰愚（ノ・テウ）大統領訪日の際に当時の海部総理より40億円程度の支援が表明されるに至ったものと承知している。今の段階で支援金の用途についての合意事項を変更することは、国際信義上の問題もさることながら、外務省として我が国国会及び財政当局との関係上難しい問題が出て来ることが当然予想される。特に我が国の予算制度、就中外国への資金協力のあり方として、協会が言うような、被爆者一人一人に現金を渡す方

秘密指定解除

公文書監理室

秘

S0 0243

3

式は難しい。

一応、御申し越しの点については、東京に伝えることとするが、今後は正式な外交ルートを通じて連絡・協議することとしたい。要するに、日韓間で合意したその枠の中で効率的に右支援金を使って頂くことは必要と考えるが、当初の合意の枠を変更するのは難しいと考える。

(了)

F A X 信

取扱注意



総 番 号 R 0 3 5 8 3 8

月 2 1 H

平成 4 年 2 月 2 1 日

韓 国 発  
本 省 着

主 管  
亜 北

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓ひ爆者支援

F A X 信 (取扱注意) 至急 (ゆう先処理)

(以下 F A X 送信 S O 0 2 4 4 - 0 2)

(秘訣)

80 0244

往電第 876 別FAX信

大韓赤十字社

(755-9301)

文書番号： 韓赤報 92-470

1992.2.17.

受信： 在韓日本大使

題目： 原爆被害者診療費及び健康診断費使用の通報

1991年11月1日、貴国から受領した在韓原爆被害者支援用の日本政府  
拠出金17億円中、1991年10月から12月まで原爆被害者の診療費及び健康診断費  
を下記の通り使用した旨通報する。

診療人員： 2,662名

健康診断人員： 285名

計： 2,947名

受領額： 17億円(韓国貨幣換算額：9,718,549,820ウォン)

支給額： 108,738,760ウォン

差引残額： 9,609,810,860ウォン 了

大韓赤十字社 総裁

50 0244 2  
대한 적 십 자 사

문서번호 : 한적보 92-470

(755-9301)

1992. 2. 17

수 신 : 주한일본대사

계 목 : 원폭피해자 진료비 및 건강진단비 사용 통보

1991년 11월 1일 귀국으로부터 수령한 재한 원폭피해자 지원용  
일본정부 거출금 17억엔중 1991년 10월부터 12월까지 원폭피해자 진료비 및  
건강진단비를 아택와 같이 사용하였음을 통보합니다.

◦ 진 료 인 원 : 2,662명

◦ 건강진단인원 : 285명

계 : 2,947명

◦ 수 령 액 : 17억엔(한국화폐환산액 : 9,718,549,620원)

◦ 지 급 액 : 108,738,700원

◦ 차 인 잔 액 : 9,609,810,860원 끝.



대한 적 십 자 사 총